【資料１】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 1 月 16 日
第 8 回条例検討会資料

# 第７回条例検討会のまとめについて

## １．商品販売・サービス提供分野

・障がい当事者が差別だと感じることに対し、事業者が差別だと感じていることを認識できていない場合がある。その原因は、事業者が障がい特性を知らないことに起因していることが多い。

・障がい者を受け入れることについて、事業者の理解はあっても、お客様がそれを理解していないということが有り得る。

・盲導犬や代筆等について、きちんと理解してもらえるように説明していく、根気よく伝えていくことが大事。

・差別事例を検討していると、差別というよりは明らかな相互の話し合い不足、理解不足、いわゆる誤解だという事例が多く見られる。合理的な根拠に基づき、合理的な説明を行うことが大事。

・障がい者に対して、理不尽さを感じさせないようにする必要がある。

・合理的な根拠や合理的な説明というところの合理性は、何を基準にして合理性というのか。健常者の方々が、どうしてこれを差別に思うのだろうかという理解がないと基準立てができない。

・障がい者が利用しやすい設備を持つ事業所を、事例集などで紹介すると良い。

・両者の言い分をしっかり聞き、どのような問題でも丁寧に納得できるところに落としていく機関が必要。

## ２．労働分野

・採用に関することだけでなく、入社後の支援（心のケアなど）も必要。

・障がい者雇用に取組んでいる事業者が、どのような仕事を、何に配慮してやっているか、ノウハウを伝える仕組みが必要。

３．建物・公共交通分野

・車椅子がバスに乗車する際、アナウンスすべきかどうかという問題については、それぞれの立場によって求める対応が異なる。一律には決められない問題であり、このことはすべてのことに共通する。

・罰則については、千葉県のように相互理解の方向で問題を解決する方法と、アメリカのＡＤＡのように、きちんと罰則を設け、文句を言わせないという方法がある。

４．住宅分野

・グループホーム、ケアホームの建設の際、自治会への説明会を求められて、その自治会で反対されて頓挫するという問題がある。

・新しい街をつくる際、街のど真ん中に福祉施設とか、ケアホームなどの社会資源を街で一番いいところに確保して造って、後から来た人たちが文句を言えないという方法を取っている自治体がある。新潟市の都市整備もそういう発想があっても良いのでは。

５．教育分野

・一律にすべての障がいのある方が暮らしやすいように整備するというのは相当難しい。そのため、個人に特化した合理的配慮については、例えば、教育であれば個別の教育支援計画という書類の中で、その個人に必要な配慮を明らかにする。他の分野でも、教育支援計画のような個人に特化した配慮を明らかにするものがあると良い。